

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年7月13日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第16号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織犯罪対策課) 第21条 略 (1)～(7) 略 <u>(8) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号） の施行に関すること。</u> <u>(9) 略</u></p>	<p>(組織犯罪対策課) 第21条 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(7) 略 (8) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。